各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課

## 介護保険最新情報

## 今回の内容

平成27年度介護報酬改定関連通知等の正誤について 計15枚(本紙を除く)

Vol. 478

平成27年5月29日

厚生労働省老健局 介護保険計画課・振興課・老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきます ようよろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 2166、3986、3961、3949)

FAX: 03-3595-7894

老介発 0 5 2 9 第 2 号 老振発 0 5 2 9 第 1 号 老老発 0 5 2 9 第 1 号 平成 27 年 5 月 29 日

都道府県 各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省老健局介護保険計画課長 (公印省略) 振 興 課 長 (公印省略) 老人保健課長 (公印省略)

平成27年度介護報酬改定関連通知等の正誤について

平成 27 年3月 27 日付けで通知した「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(平成 27 年3月 27 日老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第1号・老老発0327第1号・老老発0327第1号・老老発0327第1号・老老発0327第1号・老老発0327第2号)のうち、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定所護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成 12 年3月8日老企第 41 号)の一部改正等を別紙のとおり修正することとするので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

平成27年4月1日付厚生労働省ホームページ掲載済み「介護給付費算定に係る体制等に関する届出における 留意点についての一部改正別表\_新旧対照表」

		以正列权_利旧为照权」		
Νο.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
1	別紙 8-3	○訪問看護体制減算に係る届出内容 1 看護サービスの提供状況 2 緊急時訪問看護加算の算定状況 ①に占める②の割合が30%以上 3 特別管理加算の算定状況 ①に占める②の割合が50%以上	同	○訪問看護体制減算に係る届出内容 1 看護サービスの提供状況 2 緊急時訪問看護加算の算定状況 ①に占める②の割合が30%未満 3 特別管理加算の算定状況 ①に占める②の割合が5%未満
2	別紙 12		同	3 届 出 項 目を追加 3 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I)イ 2 サービス提供体制強化加算(I)ロ
3	別紙 12	3 研修等に関する状況	同	4 研修等に関する状況
4	別紙 12	4 介護福祉士等の状況表 ①②③ ①に占める②の割合が30%以上 ①に占める③の割合が50%以上	同	5       介護福祉士等の状況         表       ①②又は③         ①に占める②の割合が40%以上又は30%以上         ①に占める③の割合が60%以上又は50%以上
5	別紙 12-4	表題 サービス提供体制強化加算に関する届 出書 ((介護予防) 通所介護事業所・療養通 所介護事業所)	同	表題 サービス提供体制強化加算に関する届 出書 <u>(通所介護事業所・療養通所介護事業</u> 所)
6	別紙 12-4	4 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) 2 サービス提供体制強化加算(I) 3 サービス提供体制強化加算(II)	同	4 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) <u>イ</u> 2 サービス提供体制強化加算(I)ロ <u>3</u> サービス提供体制強化加算(Ⅱ) <u>4</u> サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
7	別紙 12-4		同	5 介護福祉士等の状況 ①に占める②の割合が50%以上 を追記

Νο.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
8	別紙 12-5	表題 サービス提供体制強化加算に関する届 出書 ((介護予防)通所リハビリテーション 事業所)	同	表題 サービス提供体制強化加算に関する届 出書 (介護予防通所介護・(介護予防)通所 リハビリテーション事業所)
9	別紙 12-5	3 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	同	3 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) <u>イ</u> 2 サービス提供体制強化加算(I) <u>ロ</u> <u>3</u> サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
10	別紙 12-5		同	4 介護福祉士等の状況 ①に占める②の割合が50%以上 を追記
11	別紙 12-6	4 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) 2 サービス提供体制強化加算(II) 3 サービス提供体制強化加算(II) 4 日常生活継続支援加算	同	4 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) <u>イ</u> 2 サービス提供体制強化加算(I) <u>ロ</u> <u>3</u> サービス提供体制強化加算(Ⅱ) <u>4</u> サービス提供体制強化加算(Ⅲ) <u>5</u> 日常生活継続支援加算
12	別紙 12-6		同	5 介護福祉士等の状況 ①に占める②の割合が60%以上 を追記
1 3	別紙 12-7	4 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) 2 サービス提供体制強化加算(II) 3 サービス提供体制強化加算(II)	同	4 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) <u>イ</u> 2 サービス提供体制強化加算(I) <u>ロ</u> <u>3</u> サービス提供体制強化加算(I) <u>4</u> サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
1 4	別紙 12-7		同	5 介護福祉士等の状況 ①に占める②の割合が60%以上 を追記
15	別紙 12-8	3 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) 2 サービス提供体制強化加算(II)	同	3 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) <u>イ</u> 2 サービス提供体制強化加算(I) <u>ロ</u> <u>3</u> サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

Νο.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
1 6	別紙 12-8	5 介護福祉士等の状況 表 ①②③ ①に占める②の割合が30%以上 ①に占める③の割合が50%以上	同	<ul> <li>5 介護福祉士等の状況</li> <li>表 ①②又は③</li> <li>①に占める②の割合が40%以上又は30%以上</li> <li>①に占める③の割合が60%以上又は50%以上</li> </ul>
17	別紙 12-10	3 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) 2 サービス提供体制強化加算(II) 3 サービス提供体制強化加算(II)	同	3 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) <u>イ</u> 2 サービス提供体制強化加算(I) <u>ロ</u> <u>3</u> サービス提供体制強化加算(Ⅱ) <u>4</u> サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
18	別紙 12-10	5 介護福祉士等の状況 ①に占める②の割合が40%以上	同	5 介護福祉士等の状況 ①に占める②の割合が50%以上 ①に占める②の割合が40%以上
1 9	別紙 12-12	3 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	同	3 届 出 項 目 1 サービス提供体制強化加算(I) <u>イ</u> 2 サービス提供体制強化加算(I)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
20	別紙 12-12	5 介護福祉士等の状況 ①に占める②の割合が30%以上 ①に占める③の割合が50%以上	同	<ul> <li>5 介護福祉士等の状況</li> <li>①に占める②の割合が40%以上又は30%以上</li> <li>①に占める③の割合が60%以上又は50%以上</li> </ul>
2 1	別紙 12-13		同	3 届出項目 サービス提供体制強化加算を 2 列に分けて記載
2 2	別紙 12-13		同	5 介護福祉士等の状況 ①に占める②の割合が50%以上 を追記

平成27年3月31日介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)からの訂正箇所

I -8-1_(						
I-8-1_(資料8)①介護給付費請求書等の記載要領について						
1	53	〈保険〉 書独自 (定率) は多書間の は多書では、 は多種では、 は多種では、 は多種では、 は多種では、 は多種では、 ののでは、 ででは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ででは、 ののでは、 ののでは、 ででは、 ののでは、	同	〈保険〉 書機では、 は象性のでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をといるでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 を		
2	54	カ 公費分事業費請求額 「イ 公費分サービス単位数合計」に「ウ 単位数単価」を乗 じて得た結果(小数点以下切り 捨て)を記載すること。 (※表は別記)	同	カ 公費分事業費請求額 「イ 公費分サービス単位数合計」に「ウ 単位数単価」を乗 じて得た結果(小数点以下切り 捨て)を記載すること。		

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
3	3 (2) ②	特定施設 (介サ 高報 中 で を を を を を を を を を を を を を を か ま の か ま で な の が 表 の か ま で を を を を を を を を を を を を を を を を を を	同	特定施設 (介サー と で で で で で で で で で で で で で で で で で で
4	3 (2) 3	特定施設入居者生活介護(介 護予防を含む)に不可能 一ビスを実力のサービスを以上との 中でスを関連を 一ビスを明和のの 一ビスを明和の 一世位数のの部載すること。 特定を含む入居者生活の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世	同	特定 特定 特定 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学
5	別表 1 摘要欄記載 事項	療養型(介護予防)短期入所療養介護費(I)(ii)(iii)(v)(vi)、療養型(介護予防)短期入所療養介護費(II)(ii)(iv)、ユニット型療養型(介護予防)短期入所療養介護費(II)(III)(V)(VI)、診療所型(介護予防)短期入所療診療所型(介護予防)短期入所療養介護費(I)(ii)(iii)(v)(vi)又はユニット型療養型(介護予防)短期入所療養の護力でででである。	同	療養型(介護予防)短期入所療養介護費(I)(ii)(iii)(v)(vi)、療養型(介護予防)短期入所療養介護費(II)(ii)(iv)、ユニット型療養型(介護予防)短期入所療診療所型(介護予防)短期入所療診療所型(介護予防)短期入所療を介護費(I)(ii)(iii)(v)(vi)及はユニット型診療所型(介護予防)短期入所療養介護 (I)(II)(VI)を算定する場合

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後		
6	別表 1	サス訪介予ハ所認多知小型ー(((自率額(援他/ビ生率(する時間と、計算をは、一、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは	同	サス訪介予ハ所訪介小予護護訪サササビ自自一生額(支そのサテ提問護防ビ介問護規防予、問一一一ス/アビ活)、見援の他一ラ提明、訪リ護介、模認防訪型ビビビ(定定、支そのリーの定名・訪リ予育・問題を対して、の問ン護防護時応所護が関連の問ン護が、は、対型があるが、が、が問題、対型が対し、は、大力には、は、対型が対し、は、大力には、は、対型が対し、は、大力には、は、対型が対し、は、大力には、は、対型が対し、は、大力には、は、大力には、は、大力には、は、大力には、は、大力には、大力には		
Ⅱ-4_(資	(料4)介護予防	う・日常生活支援総合事業の算定構	造			
7	6 通所型 サービス費 (独自)	若年性認知症利用者受入加算 1月につき +240単位	同	若年性認知症利用者受入加算 1月につき +●単位		
8	6 通所型 サービス費 (独自)	事業所と同一建物に居住する者 又は同一建物から利用する者に 通所型サービスを行う場合 -376単位 -752単位 -376単位 -752単位	同	事業所と同一建物に居住する者 又は同一建物から利用する者に 通所型サービスを行う場合 一●単位 一●単位 一●単位 一●単位		
Ⅱ-5_(資						
9	表紙	3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表 <u>3</u> ~ 15 介護予防ケアマネジメントサービスコード表 <u>8</u>	同	3 訪問型サービス (独自/定率) サービスコード表 <u>8</u> ~ 15 介護予防ケアマネジメントサービスコード表 <u>21</u>		

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
1 0	2	2 訪問型サービス(独自)サ ービスコード表	同	2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(平成27年4月 1日~平成27年7月31日)
1 1	-		3	2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(平成27年8月1日~) を追加
1 2	_		4~7	2 訪問型サービス (独自) サービスコード表 (平成 27 年 8 月 1 日~) 市町村が 2 パターン目の単位数を設定する場合 ~ 市町村が 5 パターン目の単位数を設定する場合のパターンを追加
1 3	3	<ul><li>3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表</li><li>4 訪問型サービス(独自/定額)サービスコード表</li></ul>	8	3 訪問型サービス (独自/定率) サービスコード表 (平成 27年4月1日~平成 27年7月31日) 4 訪問型サービス (独自/定額) サービスコード表 (平成 27年4月1日~平成 27年7月31日)
1 4	-		9	3 訪問型サービス (独自/定率) サービスコード表 (平成 27年8月1日~) 4 訪問型サービス (独自/定額) サービスコード表 (平成 27年8月1日~) を追加
1 5	5	6 通所型サービス(独自)サ ービスコード表	11	6 通所型サービス(独自)サービスコード表 <u>(平成27年4月</u> 1日~平成27年7月31日)
1 6	-		12	6 通所型サービス(独自)サービスコード表(平成27年8月1日~) を追加

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
1 7	-		13~16	6 通所型サービス(独自)サービスコード表(平成27年8月1日~) 市町村が2パターン目の単位数を設定する場合 で 市町村が5パターン目の単位数を設定する場合のパターンを追加
1 8	6	7 通所型サービス (独自/定率) サービスコード表 8 通所型サービス (独自/定額) サービスコード表	17	7 通所型サービス (独自/定率) サービスコード表 (平成 27 年 4 月 1 日~平成 27 年 7 月 31 日) 8 通所型サービス (独自/定額) サービスコード表 (平成 27 年 4 月 1 日~平成 27 年 7 月 31 日)
1 9	-		18	7 通所型サービス (独自/定率) サービスコード表 (平成 27年8月1日~) 8 通所型サービス (独自/定額) サービスコード表 (平成 27年8月1日~) を追加
2 0	7	9 その他の生活支援サービス (配食/定率)サービスコード 表 ~ 14 その他の生活支援サービ ス(その他/定額)サービスコード表	19	9 その他の生活支援サービス (配食/定率) サービスコード 表(平成 27 年 4 月 1 日~平成 27 年 7 月 31 日) ~ 1 4 その他の生活支援サービス(その他/定額)サービスコード表(平成 27 年 4 月 1 日~平成 27 年 7 月 31 日)
2 1	-		20	9 その他の生活支援サービス (配食/定率)サービスコード 表平成27年8月1日~) ~ 14 その他の生活支援サービ ス(その他/定額)サービスコード表(平成27年8月1日~) を追加
2 2	-		23	〇介護予防・日常生活支援総合 事業費単位数サービスコードの 件数(平成 27 年 8 月) を追加

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後		
Ⅳ-4_(資	Ⅳ-4_(資料4)介護給付費請求書・明細書及び給付管理票記載例					
2 3	_		54	「記載例 1 7 事業対象者がその他の生活支援サービスを受けた場合の請求明細書」を追加。		
2 4	54~83		55 <b>~</b> 84	No. 23の追加に伴い記載例 の番号を修正		
2 5	58		58	記載例20の「単位数」の印字内容を変更		
2 6	60		60	記載例22の「単位数」の印字 内容を変更		
IV-5-3_		さ者IF帳票レイアウト				
2 7	P151		同	「宛先」が変更された帳票イメ ージに差し替え		
IV-5-8_	(資料5)8イン	タフェース仕様書[保険者編]_新	旧対照表			
2 8	_		No.517	「宛先」が変更された帳票イメ ージに差し替え		
2 9	_		No.519	「宛先」が変更された帳票イメ ージに差し替え		
3 0	No.517~916		No.518~920	No. 28~29・35~36 の追加に伴いNo.を修正		
3 1	No.544	「作成年月日」「保険者番号」 「保険者名」「事業所番号」「サ ービス提供年月」「申立事由」の 印字内容を変更	No.546	「作成年月日」「保険者番号」 「保険者名」「事業所番号」「サ ービス提供年月」「申立事由」の 印字内容を変更 <u>「宛先」が変更された帳票イメ</u> ージに差し替え		
3 2	No.546	「作成年月日」「保険者番号」 「事業所番号」「サービス提供 年月」の印字内容を変更	No.548	「作成年月日」「保険者番号」 「事業所番号」「サービス提供 年月」の印字内容を変更 「宛先」が変更された帳票イメ ージに差し替え		
3 3	No.551	「証記載保険者番号」「申立単位数」「決定単位数」「調整単位数」「合計再審査申立単位数」「合計再審査決定単位数」「合計調整単位数」「識別番号」が変更された帳票イメージに差し替え	No.553	「証記載保険者番号」「申立単位数」「決定単位数」「調整単位数」「合計再審査申立単位数」「合計再審査決定単位数」「合計調整単位数」「作成先」「識別番号」が変更された帳票イメージに差し替え		

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
3 4	No.569	「保険者名」「当初請求単位数」 「原審単位数」「申立単位数」 「決定単位数」「合計再審査申 立単位数」「「合計再審査決定単 位数」「合計調整単位数」「識別 番号」が変更された帳票イメー ジに差し替え	No.571	「保険者名」「当初請求単位数」 「原審単位数」「申立単位数」 「決定単位数」「合計再審査申 立単位数」「「合計再審査決定単 位数」「合計調整単位数」 <u>「作成</u> 先」「識別番号」が変更された帳 票イメージに差し替え
3 5	-		No.730	<u>の作成等介護保険事業の適切な</u> <u>運営のため</u> を追記
3 6	-		No.762	の作成等介護保険事業の適切な <u>運営のため</u> を追記
IV-5-9_(	資料5)9イン	タフェース仕様書[サービス事業所	」 听編]_新旧対照	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3 7	_		No.314	「宛先」が変更された帳票イメ ージに差し替え
3 8	No.314~348		No.315~349	No. 37の追加に伴いNo.を修正
3 9	No.331	「識別番号」が変更された帳票 イメージに差し替え	No.331	「宛先」「識別番号」が変更された帳票イメージに差し替え
4 0	No.342	「審査年月」「作成年月日」「サ ービス提供年月」の印字内容を 変更	No.343	「審査年月」「作成年月日」「サービス提供年月」の印字内容を変更 「識別番号」が変更された帳票 イメージに差し替え
IV-5-10_	(資料5)10イ	ンタフェース仕様書[居宅介護支持		所旧対照表
4 1	_		No.268	「審査年月」「作成年月日」「金 額」の印字内容を変更
4 2	No.268~275		No.269∼276	No. 41の追加に伴いNo.を修 正
4 3	No.269	「審査年月」「作成年月日」「サ ービス提供年月」の印字内容を 変更	No.270	「件数」「日数」「単位数」「金額」の印字内容を変更 「識別番号」が変更された帳票 イメージに差し替え
IV-5-12_	(資料5)12イ	ンタフェース仕様書解説書[保険者		質表

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
4 4	_		No.89	「⑩ 給付実績に対しどちらを 先に処理すべきか判断がつかないため、過誤処理と同月の受付 年月に給付管理票修正処理は行 えない。」 を追加
4 5	_		No.93	「様式番号10様式第二の三」 「様式番号20様式第七の三」 を追加
4 6	_		No.105	「⑦ 給付実績に対しどちらを 先に処理すべきか判断がつかないため、給付管理票修正処理と 同月の受付年月に過誤処理は行 えない。」 を追加
4 7	_		No.118	(1)① イ. 住宅改修費の場合、領収書 記載年月を設定する。 複数の住宅改修費の請求があ り、領収書記載年月が異なる場 合は、基本情報レコードを分け て作成する。 を追記
4 8	No.89∼155		No.90∼158	No. 44~47の追加に伴い No.を修正
IV-5-14_	(資料5)14イ	ンタフェース仕様書解説書[居宅か	个護支援事業所	編]_新旧対照表
4 9	_		No.10	1.2.2 「(3) 給付管理票修正と過誤 申立書の同一受付年月の対応に ついて 給付実績に対しどちらを先に処 理すべきか判断がつかないた め、過誤処理と同月の受付年月 に給付管理票修正処理は行えな い。」 を追加
5 0	No.10		No.11	No. 49の追加に伴いNo.を修 正
IV-5-21_	(資料5)21イ	ンタフェース仕様書 [保険者編①]		

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
5 1	P18-6	※1 当該サービス提供年月の 月途中に新規で要支援認定、または事業対象者が基本チェック リストを実施された場合、かつ 認定有効開始年月日と二割負担 適用開始日が同日の場合も、事 業給付率を80%とする。	同	※1 当該サービス提供年月の 月途中に新規で要支援認定、または事業対象者について介護予 防ケアマネジメント作成(変更) 依頼の届出を行った場合、かつ 認定有効開始年月日と二割負担 適用開始日が同日の場合も、事 業給付率を80%とする。
5 2	P18-7	※2 当該サービス提供年月の 月途中に新規で要支援認定、または事業対象者が基本チェック リストを実施された場合、かつ 認定有効開始年月日と二割負担 適用開始日が同日の場合も、事 業給付率を80%とする。	同	※2 当該サービス提供年月の 月途中に新規で要支援認定、または事業対象者 <u>について介護予</u> <u>防ケアマネジメント作成(変更)</u> <u>依頼の届出を行った</u> 場合、かつ 認定有効開始年月日と二割負担 適用開始日が同日の場合も、事 業給付率を80%とする。
IV-5-22_	(資料5)22イ	ンタフェース仕様書[保険者編②]		
5 3	P220	介護給付費審査委員会 殿	同	介護給付費 <u>等</u> 審査委員会 殿
5 4	P220-2	介護予防・日常生活支援総合事 業費審査委員会 殿	同	<u>介護給付費等</u> 審査委員会 殿
5 5	P221	介護給付費審査委員会 殿	同	介護給付費 <u>等</u> 審査委員会 殿
5 6	P237	介護給付費審査委員会 殿	同	介護給付費 <u>等</u> 審査委員会 殿
5 7	P237-2	介護予防・日常生活支援総合事 業費審査委員会 殿	同	<u>介護給付費等</u> 審査委員会 殿
5 8	P238	介護給付費審査委員会 殿	同	介護給付費 <u>等</u> 審査委員会 殿
5 9	P241	〇〇県審査委員会	同	OO <u>O</u> 審査委員会
6 0	P252	〇〇県審査委員会	同	〇〇 <u>〇</u> 審査委員会
IV-5-23_	(資料5)23イ	ンタフェース仕様書 [保険者編③]		
6 1	P435	又は介護予防サービス計画を作 成する	同	の作成等介護保険事業の適切な 運営のため
6 2	P483	又は介護予防サービス計画を作 成する	同	の作成等介護保険事業の適切な 運営のため
IV-5-25_	(資料5)25イ	」 ンタフェース仕様書[サービス事業	· 美所編]	
6 3	P89	介護給付費審査委員会 殿	同	介護給付費 <u>等</u> 審査委員会 殿
6 4	P90-2	請求差欄の「金の額」	同	請求差欄の「 <u>金額</u> 」 

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後			
6 5	P97	介護給付費審査委員会 殿	同	介護給付費 <u>等</u> 審査委員会 殿			
6 6	P98-2	請求差欄の「金 額」	同	請求差欄の「 <u>金額</u> 」			
6 7	P102-1	SICL01 (7541)	同	SICL <u>11</u> (7541)			
Ⅳ-5-26_(資料 5) 26 インタフェース仕様書 [居宅介護支援事業所編]							
6 8	P51-2	請求差欄の「金の額」	同	請求差欄の「 <u>金額</u> 」			
6 9	P57-2	請求差欄の「金の額」	同	請求差欄の「 <u>金額</u> 」			
7 0	P60-1	SICL01 (7541)	同	SICL <u>11</u> (7541)			
7 1	P63		同	3 行目以降の明細の印字内容を 削除			
7 2	P63-1		同	3 行目以降の明細の印字内容を 削除			
Ⅳ-5-28_(資料 5) 28 インタフェース仕様書解説書 [保険者編]							
7 3	P42		同	⑩ 給付実績に対しどちらを先に処理すべきか判断がつかないため、過誤処理と同月の受付年月に給付管理票修正処理は行えない。 を追記			
7 4	P43	「様式番号12様式第二の三」 「様式番号42様式第七の三」	同	「様式番号 <u>10</u> 様式第二の三」 「様式番号 <u>20</u> 様式第七の三」			
7 5	P44-1		同	⑦ 給付実績に対しどちらを先に処理すべきか判断がつかないため、給付管理票修正処理と同月の受付年月に過誤処理は行えない。			
7 6 IV-5-30	P53 (資料 5) 30 イ	3. 1. 3 (1)① イ. 住宅改修費の場合、住宅改修着工年月を設定する。 複数の住宅改修費の請求があり、住宅改修着工年月が異なる場合は、基本情報レコードを分けて作成する。	同	3. 1. 3 (1)① イ. 住宅改修費の場合、 <u>領収書記載年月</u> を設定する。複数の住宅改修費の請求があり、 <u>領収書記載年月</u> が異なる場合は、基本情報レコードを分けて作成する。			

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後			
7 7	P3		同	1.2.2 (3) 給付管理票修正と過誤 申立書の同一受付年月の対応に ついて 給付実績に対しどちらを先に処 理すべきか判断がつかないた め、過誤処理と同月の受付年月 に給付管理票修正処理は行えない。 を追記			
IV-8_(資料8)平成 27 年度制度改正介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票作成パタ							
7 8	P1		同	<注意> 記載例における各サービスコードの単位数はあくまで例であり 実際の単位数と異なる場合があることに留意すること。			
7 9	P4	単位数には以下の値を設定する ・特別地域加算、小規模事業 所加算、中山間地域等提供加算 「100分の〇〇」の〇〇〇 部分 ・処遇改善加算 「1000分の〇〇〇〇」の〇〇〇〇部分	同	単位数には以下の値を設定する ・特別地域加算、小規模事業 所加算、中山間地域等提供加算 「100分の〇〇」の〇〇 部分 ・処遇改善加算 「1000分の〇〇〇」の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			